

## 青森県総合計画審議会運営方針の一部改正について（案）

## 1 改正理由

次期青森県基本計画の策定に係る調査審議が終了し、「青森県基本計画未来を変える挑戦」が策定されたことにより、必要な改正を行う。

## 2 適用日

平成26年3月1日

（参考）青森県総合計画審議会運営方針の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<b>青森県総合計画審議会運営方針</b>	<b>青森県総合計画審議会運営方針</b>
<p>青森県基本計画<u>未来を変える挑戦</u>（以下「基本計画」という。）<u>第6章6（1）</u>に掲げる政策点検及び提言（以下「政策点検等」という。）に係る青森県総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営については、次に定めるところによる。</p> <p><b>（部会及び部会長の設置）</b>            第1 政策点検等について、基本計画に掲げる4分野を個別に調査審議するため、各分野に対応した「産業・雇用部会」「安全・安心、健康部会」「環境部会」「教育、人づくり部会」の4部会を審議会内に設置する。</p> <p>2～4 略</p> <p>第2 略            第3 略            第4 略</p>	<p>青森県基本計画<u>未来への挑戦</u>（以下「基本計画」という。）<u>第7章5（1）</u>に掲げる政策点検及び提言（以下「政策点検等」という。）<u>並びに次期青森県基本計画（以下「次期計画」という。）</u>の策定に係る青森県総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営については、次に定めるところによる。</p> <p><b>（部会及び部会長の設置）</b>            第1 政策点検等<u>及び次期計画</u>の策定について、基本計画<u>及び次期計画</u>に掲げる4分野を個別に調査審議するため、各分野に対応した「産業・雇用部会」「安全・安心、健康部会」「環境部会」「教育、人づくり部会」の4部会を審議会内に設置する。</p> <p>2～4 略</p> <p>第2 略            第3 略            第4 略</p>

## (改正後の運営方針)

### 青森県総合計画審議会運営方針

青森県基本計画未来を変える挑戦（以下「基本計画」という。）第6章6(1)に掲げる政策点検及び提言（以下「政策点検等」という。）に係る青森県総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営については、次に定めるところによる。

#### (部会及び部会長の設置)

- 第1 政策点検等について、基本計画に掲げる4分野を個別に調査審議するため、各分野に対応した「産業・雇用部会」「安全・安心、健康部会」「環境部会」「教育、人づくり部会」の4部会を審議会内に設置する。
- 2 部会に部会長を置く。
  - 3 部会長は、部会を総括する。
  - 4 部会の委員及び部会長は審議会会長が決定する。

#### (幹事会の設置)

- 第2 部会間の連携、調整を行うため、幹事会を設置する。
- 2 幹事会は、審議会会長及び部会長をもって組織する。
  - 3 幹事会の議長は、審議会会長をもって充てる。

#### (部会及び幹事会の庶務)

- 第3 部会及び幹事会の庶務は、青森県企画政策部企画調整課において処理する。

#### (その他の事項)

- 第4 この方針に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会会長が別に定める。